



平成 27 年 10 月 13 日

各 位

会 社 名 東北化学薬品株式会社  
代表者名 代表取締役社長 工藤 幸弘  
(JASDAQ・コード7446)  
問合せ先  
役職・氏名 管理グループ経理部長  
小寺 伸哉  
電話 0172-33-8131

## 「内部統制システムの基本方針」一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 10 月 13 日開催の取締役会において、「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)および「会社法施行規則等の一部を改正する省令(平成 27 年法務省令第 6 号)」が施行されたことを踏まえ、「内部統制システムの基本方針」の一部改定を決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

記

### 内部統制システムの基本方針

1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 法令遵守の統括部門として管理グループは、コンプライアンス体制に関する規程を整備し、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築する。
  - (2) 取締役が法令、定款及び当社の経営理念を遵守した行動をとるための体制を強化する。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
法令及び社内規程(取締役会規程、稟議規程、文書取扱執務基準など)に基づき、保存及び管理する。
3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 管理グループ担当役員をリスク管理責任者として、リスクに対する対応策の策定及び実施を各部門に徹底する。
  - (2) 各部門単位で個別業務に係るリスク管理の方針及び規程を整備し、リスク管理者の監督のもと定期的に見直し、監査役及び取締役によるチェックを受ける。
4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 取締役の職務の執行の効率性を確保する体制として、取締役会を定期的開催する。
  - (2) 「職務権限規程」「分掌規程」に基づいた業務の執行を行う。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
グループ企業の業務の適正を確保するため、管理グループにおいて、「子会社、関連会社管理規程」に基づき、子会社の状況に応じた必要な管理を行う。
6. 当社の監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項  
監査役職務を補助する組織を管理グループとする。
7. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
  - (1) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人は、法定事項のほか、経営状況の大きな変動やコンプライアンス上の重要な事項等、当社グループに重大な影響を及ぼす事項を速やかに当社監査役または監査役会に報告することとする。  
当社及び当社子会社は、これらの報告をした者に対してこれを理由とする不利な取り扱いを行うことを禁止する。
  - (2) 監査役は、必要に応じて内部監査部門等に対し、内部監査結果の報告を求め、また特定事項の調査を求めることができる。
  - (3) 常勤監査役は、監査役会を毎月1回定期的に開催する。
8. その他当社の監査役が実効的に実施されることを確保するための体制
  - (1) 社外監査役の独立性要件を確保し、対外透明性を高める監査体制。
  - (2) 会計監査人と必要に応じ積極的な連携、意見交換を行う。
  - (3) 子会社監査役と連絡を密にし、グループ内監査の効率化に努める。
  - (4) 当社は、監査役から会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求を受けたときは、担当部署において審議の上、速やかにこれに応じる。
9. 人材育成について  
財務報告に必要とされる知識習得するため、とくに経理部門、内部統制部門に対して人材育成のための外部研修、セミナーを奨励する。また、研修後に社内研修を行い関係者に周知徹底する。
10. 財務報告の信頼性を確保するための体制  
財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け内部統制システム構築を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。
11. 反社会的勢力排除に向けた体制  
反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切関わりをもたず、また不当な要求に対しては、断固としてこれを拒否する。

以上